令和7年4月1日現在

						令和7年4月1日現在		
保育所名	北九州市立 徳吉保育所					施設長名	岩藤 さつき	
所 在 地	〒803-0277 北九州市小倉南区徳吉東1丁目9番15号							
電話番号	093-451-5144			FAX番号	AX番号 093-451-5144		認可年月	昭和54年4月
設置主体	北九州市				運営 (設置主体と	主体 異なる場合)		
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・			その他()	2階建(階部分)
建物延床面積		556.	48㎡					
利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計	※利用児童数は 令和6年4月時 点
2号定員					52人 (41人)	N	52人 (40人)	
3号定員	5人 (4人)		3人 5人)				38人 (30人)	
開所時間	7:30	~	17:50	保育短時間の 受入時間帯	9:00	~	17:00	
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)							
職員数	18人 内訳 : 施設長(1人) 保育士(15人) 調理員(委託業者2人) その他(0人)							
施設の目的運営の方針保育の方針	 【施設の目的及び運営の方針】 保育を必要とする子どもを日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とします。 保育の提供に当たっては、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。 【保育の方針】 ○家庭との連携の下、子どもが健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護及び教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図ります。 ○保育所の特性や保育士等の専門性を生かし、家庭や地域と連携しながら、子どもの育ちを支えます。 							
1日の 過ごし方	12:00 13:00 13:00 13:00 13:00 15:00 15:00 15:00 15:00 17:00 15:00 17:0							

保育所名 北九州市立 徳吉保育所

年間行事 予 定	4月 入所・進級おめでとうの会	10月 運動会(2~5歳児) 遠足·定期健康診断
	5月 親子レクリエーション 宿泊保育・シルエット劇場(5歳児)	11月 親子ふれあい保育(0,1歳児) 芋ほり・おいもクッキング
	6月 定期健康診断·歯科検診(4·5歳児) 保育参加	12月 生活発表会 クリスマス会
	7月 七夕まつり・プール開き 卒園児招待(1年生)	1月 保育参観 伝承遊び
	8月 夏まつり・プール大会	2月 豆まき 保育参観
	9月 クッキング	3月 ひなまつり・お別れパーティー 卒園式・修了式

≪障害児保育≫

障害児と健常児を一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。

≪地域活動事業≫

【(世代間交流)

各種保育 事業の 実施状況

地域の年長者の方と一緒に野菜作りや行事を通して、交流を深めます。

(異年齢児交流) 地域の小中学生と交流をすることで、憧れや期待する気持を持ちます。

(育児相談)

地域の未就園児とその保護者を対象に遊びを提供したり,育児相談を受けたりします。 また地域の市民センターと連携して保育所ならではの遊びの提供をしています。

利用の開始 及び終了に 関する事項

- ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子から利用先が決定されます。
- ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出して ください。

●3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円)

- → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。
 - ※ 口座振替(要申込)もしくは納付書によりお納めいただきます。

月途中の退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合は還付を行います(日割り計算)。 ●日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円)→ 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入

実費に係る 利 用 者 負 担 金

- するもの。 ●保護者会費(月額300円)
 - → 親子レクリエーション、クリスマスプレゼント代、講師料などに使用するもの。
- ●帽子代金(1,100円)→児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの。
- ●写真代→ 親子レクリエーションや運動会、生活発表会の様子を業者が撮影し、販売するもの。

【緊急時における対応方法】

- ●保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、 速やかに嘱託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。
- ●保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ●事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、 発生防止のための対策を講じます。

その他 特記事項

【非常災害対策】

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を 定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を 行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。